

要望事項 (優先順位 4)

文化財である神社等の修復に関する補助金制度の拡充

要 旨

当学区内には地域で管理している神社等が複数ありますが、老朽化や自然災害による損傷により修復が喫緊の課題となっています。

修復費用には、京都市や京都府の補助金制度を活用させていただいており、残りは地元で負担していますが、近年、多発する台風等により修復費用や回数が増加し、それに伴い地元負担も増加しており、非常に厳しい状況となっています。

地域の大切な財産である神社等を後世に守り続けていくとともに、これ以上、地域を疲弊させないためにも、補助金制度について「上限額の引き上げ」や「補助率の拡充」等の検討を要望します。

回 答**(文化市民局)**

本市では、京都市文化財保護条例で指定又は登録の文化財について、文化財の所有者が実施される修理事業等に対して、指定の建造物であれば、事業費の2分の1、上限額1千万円を補助する制度があります。

また、「京都を彩る建物や庭園」制度により認定又は選定された建造物等についても、所有者が実施される修理費用に対して、認定物件であり、かつ一般に公開されている物件であれば事業費の3分の1、上限額500万円を補助する制度があります。

災害においてですが、平成30年台風21号により、多くの京都市指定・登録の文化財や京都を彩る建物や庭園の物件が屋根や壁のき損、倒木等、大きな被害を受けました。この際は補正予算により、被災した文化財等の復旧支援として予算額を増額し、修理等の支援をさせていただきました。

御要望の補助金の上限額の引き上げや補助率の拡充については、限られた予算の中で、多くの文化財や未指定文化財を支援するためには、難しいと考えております。しかしながら、本市だけでなく京都府においても、京都府が指定する文化財や未指定文化財に対する補助金等もございますので、経年劣化等による修理や、自然災害による修理等がございましたら御相談いただきまして、その時宜、内容に応じた利用できる制度を一緒に考えさせていただきます。御理解と御協力をお願いいたします。